

山口市公園美化ボランティア支援事業実施要綱

(目的)

第1条

この要綱は、市民が身近な公共空間である公園に愛着を持ち、市民が自主的に行っている公園美化ボランティア活動を支援することにより、ボランティア活動の輪が広がることにより公園の美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市が協力してきれいな公共空間を創出することを目的とする。

(定義)

第2条

この要綱において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 公園美化ボランティア活動 公園における清掃、花壇整備等の公園美化に係る活動のうち、自発的な意思で実施する無償のボランティア活動をいう。
- (2) 公園美化ボランティア 公園美化ボランティア活動を行う地域住民若しくは各種の団体又は個人のうち、第5条の規定により市長に届け出たものをいう。ただし、公序良俗に反する活動を行う団体等は対象としない。
- (3) 公園 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の規定に基づいて山口市が管理する都市公園及び都市計画法施行令（昭和43年6月15日法律第101号）第25条第1項第6号及び第7号の規定に基づき設置された山口市内に存在する開発公園のほか市長が特に認めた公園をいう。

(公園美化ボランティアの活動の基準)

第3条

公園美化ボランティア活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動区域内の清掃及び除草
 - (2) 公園の維持管理に必要な情報の提供
 - (3) その他活動区域内の美化に必要な活動（樹木の剪定、花壇の整備等）
- (公園美化ボランティアに対する支援)

第4条

山口市は、公園美化ボランティア活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 別表に定める基準に基づく物品の支給
 - (2) 公園美化ボランティア活動に対する保険の加入
 - (3) 公園美化ボランティアの名称等を記載したサインボードの設置
- 2 公園美化ボランティア活動に伴い、公園に帰属する市の資産となる資材備品等については、公園管理上必要と認められる場合に限り、上記支援内容とは別に山口市が準備し提供することができる。

(登録の届出)

第5条

公園美化ボランティアになることを希望する個人又は団体は、公園美化ボランティア活動届出書（様式第1号）とともに第3条に規定する活動の基準に基づいた活動計画書（様式第2号）及び活動者名簿（様式第3号）を市長に提出するものとする。なお、活動計画書及び活動者名簿に変更が生じた場合は速やかに市長に届け出るものとする。

(活動報告書の提出)

第6条

公園美化ボランティアは、当該年度末までに1年間の公園美化ボランティア活動報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。同時に翌年度分の参加者名簿を提出するものとするが、前年度参加者と変更がない場合は提出は不要とする。

(事故等の対応)

第7条

公園美化ボランティアは公園美化ボランティア活動中に事故が発生したときは、ただちに市長に連絡し、事故関係者への対応及び傷害保険等の適用に係る協議をするとともに、速やかに事故報告書(様式第5号)を作成し、市長に提出するものとする。

- 2 公園美化ボランティア活動によって生じた損害について、第4条で加入する保険で賄われない損害については山口市に請求しないこととする。

(活動中止の届出)

第8条

公園美化ボランティアは、活動を中止するときは、公園美化ボランティア活動中止届出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(庶務)

第9条

公園美化ボランティア支援事業の庶務は、都市公園主管課において処理するものとする。

(その他)

第10条

この要綱に定めるもののほか、山口市公園美化ボランティア支援事業の実施に必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市公園美化ボランティア支援事業実施要綱(平成16年5月1日から施行)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。